

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針

施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

社会課題の一つとして、少子高齢化、特に高齢者の孤立、孤独化が深刻な社会問題となっています。健康寿命の延長をすべく身体機能の維持継続を目的として、利用者自らが健康づくりに意識をもって機能訓練や介護予防運動を活発に取り組める環境を作ります。

その具体策として、はつらつ体操教室などを定期的で開催して、高齢者の残存機能の維持向上を目指し、また、歯科衛生士による口腔機能向上に関する講座の開催、地域包括支援センターに所属している社会福祉士や保健師による認知症やうつ予防についての講話などを行い、参加者自身に予防意識を根付かしていきます。同時に高齢者の生きがいや仲間づくりを目的に通信カラオケや麻雀、バンパー、卓球、囲碁、将棋、グラウンドゴルフが快適に行える環境を継続します。また、デジタル社会となっている今日、高齢者のデジタルデバйд解消に向けた取り組みを図ります。

こども交流・支援センターでは、シニアプラザにて養成されたシニアの方の指導のもと、日本の伝統の遊び、物づくりなどを通して高齢者と子ども達との交流を深めます。その結果、高齢者は自身が子ども達の役に立っているとの責任感と生きがいを見い出して、毎日の生活のハリができ、より健康的な生活が送れることを目的にきっかけづくりを行います。また、子ども達は、普段触れ合うことが少ない高齢者と時を共にすることにより、高齢者を思いやる気持ちを育むことになります。

将来の担い手である中学・高校生のための自習室を開設して、居住地に近い場所で、学力向上を図ることができる快適な学習環境を提供します。必要に応じて、教育経験者や現役大学生などの協力のもと、小学生・中学生・高校生の学習支援を行います。

【1－2】管理運営を行う意欲

指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。

これまで当法人は、子どもや高齢者、障がい児者、地域福祉の向上を目的に全力で取り組んでまいりました。当センターを指定管理するにあたり、近年問題となっている、平均寿命と健康寿命の差の拡大、高齢者の孤立化、子ども達の学習能力の低下に注目し課題解決に向け施設の機能を存分に活かしてまいります。

具体的には、高齢者が健康的に自立した毎日を過ごしていただけるよう介護予防運動や健康維持に役立つ講座等をシニアプラザで養成された講師を招聘して、高齢者自らが健康意識を継続して持っていけるよう様々な趣向を凝らした企画を行い、より多くの高齢者の方々に参加していただきます。

同時に子ども達の学習意欲と学力向上のため、学習に集中できる静かな環境を継続して提供します。必要に応じて、教育関係者や現役大学生を非常勤にて雇用して、学習のアドバイザーとなっただき、生徒たちの学習の課題解決に迅速に対応してまいります。

高齢者と子ども達が触れ合う場づくりでは、互いのニーズをこれまで法人で培ってきたノウハウによって掘り起こし、互いが楽しめ何度も参加したいと感じていただけるよう法人全事業所がバックアップして取り組んでいきます。

また、当該センターの立地条件から高齢者の方々の「足」となっている専用車両による送迎を自主事業として継続し、自力では利用が困難な利用者にも来所していただけるようにします。

これまでの当法人の実績をご承知いただき、当法人に任せて良かったと実感していただけるよう積極・果敢に取り組んでまいります。

2. 管理運営を行う能力

【2-1】経営状況、財務規模
募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績			
類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数
認定こども園 ちとせ学院	子ども達の人格を重視して自主性を重んじるモンテッソーリ教育を掲げ、現在、175名の園児の保育を行っている。また、令和2年9月には分園としてちとせ学院 Ramo を開設。	茨木市庄 2-7-35	46 年
介護老人福祉施設事業	要介護高齢者に入居していただき、日常生活上（入浴、食事、排泄等）において、その人らしく自立した生活が営めるよう機能訓練を含めた介護、援助を行う。	茨木市庄 2-7-38	24 年
通所介護事業	在宅の要介護高齢者に通所していただき、入浴や食事を提供し、また、機能訓練を行う事により、機能低下を予防し、在宅生活の継続を支援する。	茨木市庄 2-7-38	24 年
訪問介護事業	在宅の要介護高齢者に対し、訪問介護計画に沿って、適時適量に訪問して、生活援助や身体介助等を行い、在宅生活の継続を支援する。	茨木市庄 2-7-38	24 年
居宅介護支援事業	在宅の要介護高齢者に対して、その人らしく日常生活を送っていただけるよう課題解決のための介護保険サービスの調整を行う。	茨木市庄 2-7-38	24 年
CSW 配置事業	地域住民の多世代の不安や困りごとを伺い、解決に向けて一緒に考え、必要な支援に繋ぐことを目的としています。	茨木市庄 2-7-38	18 年
地域包括支援センター 事業	担当地域において高齢者が安心かつ健全に日常生活が送れるように、アウトリーチによって地域課題を抽出し、課題解決に向け社会福祉士等の専門職員が相談等に取り組む。令和6年8月現在、太田・西河原、東・白川、三島・庄栄の3つの地域包括支援センターを受託。	茨木市西河原 2-17-4	16 年
		茨木市鮎川 1-6-4	5 年
		茨木市太田 1-17-20	3 年
認定こども園 ちとせ学院めぐみの森	平成29年4月1日より旧庄保育園改め、認定こども園 めぐみの森として開設。定員120名とし、菜園などを行い、収穫物にてジャムを作るなど食育を特色としている。	茨木市戸伏町 13-35	14 年
認知症対応型 通所介護事業	在宅の認知症高齢者に通所していただき、入浴や食事、機能訓練などを行い、機能低下を予防して在宅生活の継続を支援する。	茨木市寺田町 8-20 ピアハイツ幸1	13 年
放課後等デイサービス	18歳までの発達障がい児を小学校や支援学校の放課後に車両にて迎えに行き心理カウンセラーや支援員により情緒の安定、機能訓練等自立支援を行う。	茨木市庄 1-13-27	13 年
認定こども園 ちとせ学院 Due 南茨木	旧JA南茨木の跡地に開園、モンテッソーリ教育を掲げ、定員85名にて運営する。	茨木市沢良宜西 1-47-2	11 年
ちとせ学院 Tre 保育園	令和5年4月より開園。モンテッソーリ教育を掲げ、定員60名にて運営する。	茨木市新和町 21 番 21 号	1 年

※類似施設、事業に該当するのは、老人福祉センター、高齢者活動支援センター、多世代交流センターまたは、それに類する高齢者向け事業、子ども向け事業です。

※実績年数が長い順に上から記載してください。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働者福祉の考え方		どちらかに○をつけてください	
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。		はい	○ いいえ
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。			
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください	
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい	○ いいえ
イー1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい	○ いいえ
イー2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)			
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方 や提案を記載してください。			
通勤その他の利便性を鑑み、市内在住の方を優先的に雇用するようにしています。 また、就職困難者(ひとり親家庭の父母、高齢者、失業者等)に関しては、関係機関や市担当課、当法人のCSW等から該当者の雇用に関する相談があった場合は、無資格であってもその方の能力、適性を見極めたうえ、施設での業務を分解して、出来る業務から就労していただきます。 また、保護監察局や保護司との連携により保護観察下にある方や、刑期を終えた刑余者についても更生保護の観点から雇用しており、社会参加の一助を担っています。			
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。			
雇用人数	4 名	主な雇用職種	主な就職困難事由
		介護職・当直	高齢者、更生保護対象者
(3) 労働福祉の考え方			
別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。			

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

施設の総合的管理を担う所長を 1 名配置します。

また、開所時間の午前 9 時から午後 6 時の間、常時 2 名出勤する体制にいたします。ただし、午後 5 時から閉館時間までは 1 名の配置とします。

介護予防事業においては、より専門的な助言指導ができるようにはつらつ体操教室の講師を招聘して、健康増進や身体機能の維持に関心が高い利用者の要望に迅速に対応できる体制を整えます。その際、運動機能訓練時の緊急的な対応が図られるよう、法人内事業所より実施時間内において看護師を派遣し、緊急時の対応に備えます。

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

ハローワークへの求人票の提示、法人機関紙、ホームページへの掲載を常時行い、求人活動を常に行います。

また、法人職員からも積極的に紹介してもらえよう普段より協力をお願いします。

応募者の採用については、法人人事課で面接を行い、適材適所に配置できるようにします。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

研修については、以下のテーマを行います。

- ① 人権に関する事項
- ② 接遇（言葉遣い、接客態度等）
- ③ 高齢者の身体のメカニズム
- ④ 感染症予防
- ⑤ 高齢者虐待防止

以上の内容について当該職員には、当法人の高齢者事業所で行っている毎月の学習会への参加、また、同じく年一回高齢者事業所で行っている研究発表会にも参加してスキルアップを図ります。

また、茨木市が主催する同テーマに関連する内容の研修会には、積極的に参加します。

【3－4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※業務仕様書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

今回提示されている要求水準書に基づき、利用者の皆様に安全かつ衛生的に施設を利用していただくため、毎日、職員が一定の時間をかけてその維持管理に努めてまいります。

施設設備については定期的に専門業者による点検を実施し、点検報告書をファイリングして保管いたします。

修繕等が必要な箇所が発覚した場合は、市担当課と協議して直ちに修繕の対応をします。

修繕等が必要になった事案については、「なぜ、そのような状態になったのか」を検証して再発の防止に努めます。また、簡易な修繕については、放置した状態での事故の重大化を防止するため、随時、職員が対応します。

また、新型コロナウイルス等の感染症防止のため、手や身体が触れる部分の除菌を毎日実施することにより、安心・安全な施設利用をしていただきます。さらに、利用者の来館時には、職員がコミュニケーションを図りながら、アルコールでの手指消毒を促し体温計で測定し、施設利用者の安心に繋がります。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)

※要求水準書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

施設の快適な環境保持のため専門業者へその保全保安業務を基本、現行の業者に委託します。なお、諸事情により業者の変更及び新規選定の場合、ランニングコスト削減などを含め、2社以上に現地を視察してもらい、同条件の内容にてそれぞれより見積りを取り、比較検討の上、安価な業者を市担当課と協議して選定します。

第三者への委託業務は、次のとおりです。

- ①建築物及び建築設備等定期点検業務
- ②空調設備保守点検業務
- ③簡易専用水道法定点検業務
- ④消防設備点検業務
- ⑤電気工作物保安業務
- ⑥受水槽、高架水槽の清掃業務
- ⑦自動ドア保守定期点検業務
- ⑧一般廃棄物処理業務
- ⑨ヘルストロン保守点検業務
- ⑩カーペットクリーニング業務
- ⑪清掃業務

【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルの整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、防災・防犯のための点検体制、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

緊急時対応マニュアルを作成し、有事の際は、マニュアルに沿って迅速に対応します。

また、火災を想定しての消火避難誘導等の訓練を年2回、利用者にも参加してもらい実施して迅速な対応ができるようにします。

地震や台風などの自然災害時には、市からの要請により二次避難所として、避難所要員と連携を図り緊急時の体制を整えます。

また、避難された要援護高齢者や障がい者、乳幼児を抱えた方、いわゆる災害時要配慮者を福祉避難施設として市から指定されている庄栄エルダーセンターにて必要に応じた対応に努めます。

不審者の侵入を防ぐ対応として、受付にて来訪者には氏名を明記していただくなどの策を講じます。同時に盗難などの事件が起こらないようポスターなどを掲示して、利用者に貴重品の管理について注意喚起を行い、意識づけを図ります。

建物や設備の不具合による事故を未然に防ぐため定期的な点検を行い、危険箇所を発見した場合、即時、改修改善を行います。

事故又は事故になる可能性が生じた場合は、「事故報告書」「ヒヤリハット報告書」を随時、当該職員からの提出により、なぜそのような事態に陥ったのかの原因について検証して再発防止に努めます。

【3-6】環境への配慮に関する考え方

環境への配慮についての方針、目標値、調達への配慮、職員研修、利用者に対する環境への配慮の促進などについて、記載してください。

世界的に推奨されている「SDGs」への取り組みについて、積極的に取り組んでいきます。

自然環境が豊かな当該センターにおいては、極力、空調に頼ることなく窓の開閉をこまめに行い、換気を徹底し、環境の保全に努めます。

地球温暖化現象の防止、限りあるエネルギーの節約を目的として、空調機稼働時は、環境省が呼びかけている冬期は摂氏 20℃、夏期は摂氏 28℃を目安として設定し、照明についても必要な箇所のみを点灯するようスイッチのオンオフをこまめに行います。

ゴミの減量については当該職員はもちろんのこと、利用者にもゴミの減量を意識していただきます。同時に分別によるゴミ回収も、リサイクルのため積極的に取り組みます。

これらの取り組みについては、当センター職員のみならず、施設内にポスターなどを掲示して利用者にもご協力いただけるようにします。

また、ライフライン（電気・ガス・水道）の使用量については、毎日、使用量メーターの数値を台帳に記載して、削減のための具体策を検討して実施します。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開

自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、職員研修、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

当施設職員の採用時に当法人で作成した「個人情報取扱規程」及び守秘義務などが記載されている当法人の就業規則を含む雇用契約を締結して、その取扱いについて徹底指導します。また、個人情報に関する書類等の保管については、金庫または、施錠のできる書庫にて保管し、その鍵の管理については管理者が責任をもって管理します。

情報公開については受付窓口で常時、法人の「事業計画書・事業報告書・収支決算書」を閲覧できるように設置します。また、ホームページ上でも収支報告書の公開を行っています。

利用者、地域住民または、関係機関から情報の公開を請求された場合は、法人代表及び施設管理者、市担当課を含めてその内容を精査して、開示方法などについて協議検討して迅速に対応します。これら全ての書類については、時系列にまとめて法人代表のもとで保管・管理します。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方

団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方、職員研修、職員への周知方法などについて記載してください。

※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

正当な理由がない限り利用を拒むことなく、市民の方々に公平かつ平等に施設を有効利用していただけるよう、受付や利用中の対応についてモラルを徹底します。

また人権に対する意識の維持向上のため、当法人にて毎月実施している業務や人権に関する事項についての学習会（研修会）への当該職員の参加に努めます。

（内容例）

- ・個人情報の取り扱い、同和問題や差別、偏見を防止する人権学習
- ・利用者に対する接遇
- ・セクハラ、パワハラ等の防止について 等

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

施設利用者と共に「より良い施設づくり」を目的に利用者の声をお聴きする機会を設けます。

年一回、四肢選択及び自由記述欄も設けたアンケートを実施し、利用者のニーズ「今、何を利用者は求めているのか、どのような施設を希望するか」等を把握し、対応可能な部分から迅速に行うことにより、適切なサービスを提供することで利用者の満足度の向上を図り、施設利用の促進に繋げるとともに、アンケート結果について掲示板により施設利用者への周知を図ります。

・対象者：施設利用者

・項目：①体操・講座などのイベントの内容について

②職員の対応について

③利用時間帯（午前）について

④利用時間帯（午後）について

⑤送迎車の運行内容について

⑥部屋・附帯設備の利用について

⑦部屋・附帯設備の使用料について

⑧利用申込（受付方法など）について

⑨施設の安全面や衛生面について

⑩室温設定等（快適性）について

⑪その他（自由記述）

・実施時期：12月

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。

※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

利用者や地域の方々からの意見や感想、要望や苦情は、利用しやすい施設づくりを目指すにあたり貴重な糧であり、迅速に対応することで皆様より信頼を得て、結果的に地域に密着した魅力のある施設となることに繋がります。

その具体策として、受付付近に「ご意見箱」を設置して、利用者や地域の方々からの意見や感想、要望や苦情を伺う体制を整備します。毎日、投函の有無を確認し、投函された内容については、管理者及び市担当課に報告し、必要に応じて、「相談・苦情等対応マニュアル」をもとに「第三者委員」に相談し、対応策を検討の上、迅速に対応します。

回答方法については、施設内に掲示板を設け、内容と対応策について掲示して公表いたします。

【 4 - 2 】 利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策					
(1) 利用者(稼働率)目標値を記入してください。					
指標 \ 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数	14,600 人	14,700 人	14,800 人	14,900 人	15,000 人
利用者数(子ども)	360 人	370 人	380 人	390 人	400 人
同好会利用数	2,800 人	2,850 人	2,860 人	2,870 人	2,880 人
団体利用者数	7,700 人	7,750 人	7,800 人	7,850 人	7,900 人
(2) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。					
①広域からの利用者を確保し、目標数を達成されるべく、送迎車両を効率よく活用します。 ②市広報誌を活用し、講座等のイベントや学習室の利用の案内を広域的に周知します。 ③自己の健康管理、運動機能の維持管理のため作業療法士や理学療法士、管理栄養士が講座を担当して、関心を持っていただき集客する。 ④近隣の幼稚園や保育園との交流会を催し、高齢者との交流や親子でも利用できる施設をアピールして、集客に努めます。					
(3) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費節減等効率化の方策があれば記載してください。					
①利用者の満足度を高めるべくサービスの内容について、施設利用者アンケートを実施し、企画の内容や施設的环境、附帯設備の整備などを可能な限り迅速に対応します。 (通信カラオケシステム導入、麻雀、卓球、バンパー、グラウンドゴルフ場整備などを実施) ②毎月の光熱水費については、毎月の使用量が一目で把握できるように台帳を整備し、節約に努めます。また、備品、物品等の購入については、その必要性和価格について慎重に検討して購入します。					

【4-3】各指定管理事業の具体的な方策について	
(1) 高齢者向け事業に関する方策を具体的に記載してください。	高齢者向けの事業を企画し実施することで、高齢者の健康増進、身体機能の維持向上、生きがいづくりを図り、毎日の生活にハリを持っていただけるようにします。 ① 同好会等の活動、発表会（さくら祭り、納涼大会、もみじ祭り、新春お楽しみ会）。 ② 定期的なカラオケ広場。 ③ リズム体操（リズム体操シニア指導員によるリズムに合わせた動態体操）。 ④ 健康リハビリ体操（当法人で雇用している作業療法士によるリハビリ用具も活用した体操）。 ⑤ 教養講座（腸内環境改善講座、健康増進・認知症予防・スマホを利用活用したキャッシュレス普及啓発講座など）。 ⑥ 昔懐かしい馴染みの内容の映画の上映会（洋画や邦画など利用者のリクエストも考慮する。）
(2) 子ども・子育て世代向け事業に関する方策を具体的に記載してください。	学習室にて、小学生・中学生・高校生の学習の支援を実施します。また、子育て世代に興味関心を持っていただける内容を企画し健やかな子どもの育成と子育て世代の保護者の育児に関する教養を高めることに努めます。 ① 教育従事経験者・学生ボランティア等をアドバイザーとして月1回配置し、小学生・中学生・高校生の学習を支援します。 また、定期考査前等にボランティアの講師を招聘し、学習会を実施します。 ② 子育てに関する教養講座の開催（当法人の保健師や管理栄養士・保育士などによる講座）
(3) 世代間交流の促進に関する方策を具体的に記載してください。	施設利用者が普段接する機会が少ない子ども達との交流を図ることにより、高齢者の生きがいとなり毎日のハリが生まれるように努めます。 ① シニアマイスターやボランティアセンターを活用した昔懐かしの童話などの「読み聞かせ」や「オカリナ等の楽器に合わせてうたってあそぼう」を開催します。 ② 幼児や小学生と高齢者との世代間交流の場として、シニアマイスターやボランティアセンターを活用したものづくり教室を実施します。 ③ 小学生・中学生・高校生と高齢者から作品を募集して展示会を実施し、作品展示の準備や運営に関わることで交流を図ります。 ④ スポーツと出会い、学ぶ場として、スローイングビンゴなどのニュースポーツを実施します。

	(4) 介護予防（運動器の機能向上、認知機能低下予防、口腔機能向上等）に関する方策を具体的に記載してください。 高齢者に対し、介護を必要となる状態に陥らないようにシニアプラザにて養成された講師による講座を開催し、高齢者自身に介護予防の意識を根付かせます。 ① 介護予防教室の開催。 ・介護予防リズム体操 ・元気いばらき体操
	(5) 施設の魅力を向上させ、利用促進につなげる方策を具体的に記載してください。 地域性を考慮し、施設利用者の利便性と施設利用の促進を図るため、あらかじめ定めたコースにより送迎車を毎日運行します。なお、水曜日は臨時便として午前の利用者の送りの便を運行します。 また、多世代カフェ（カフェうぐいすの里福井）を定期的実施する。

【4—4】自主事業の実施計画				
(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。				
1	事業名	送迎車両運行事業	参加費	無料
	実施時期	開館日（年間）	実施年度	令和 7～11年度
	対象者	施設利用者（高齢者）	対象人数	2,400人（令和7年度予定数）
	目的と概要	・地域性を考慮し、施設利用者の利便性向上と利用促進を図ります。 ・ミニバンタイプの自家用車（乗車定員8名（運転手含む））を使用して、送迎を希望する利用者からの予約により運行します。 運行する時間は、開館日の午前8時30分から午前10時30分までの迎え及び午後3時00分から午後5時00分までの送りを、あらかじめ定めたコースにより行います。また、毎週水曜日には、午前11時30分から午後0時30分まで送りのみの臨時便を運行します		
2	事業名	多世代カフェ事業	参加費	100円
	実施時期	開館日（月2回）	実施年度	令和 7～11年度
	対象者	施設利用者（高齢者）	対象人数	100人（令和7年度予定数）
	目的と概要	地域の福祉委員・民生委員児童委員・地域包括支援センターに協力していただきながら、利用者さんをはじめご家族の思いを受け止め、だれもが安心できる居場所とします。		

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5—1】指定管理料の見積もり額	収支計画書で採点します。
【5—2】収支計画	